

## 今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会（第7回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成26年12月25日（木）15：00～17：00
- 場 所：総務省10階 共用1001会議室
- 出席者：鈴木座長、遠藤委員、小室委員、菅原委員、中川委員、東京都、千葉県習志野市、愛媛県砥部町、原財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 統一的な基準による地方公会計マニュアル（案）について
- (2) その他

### 【配付資料】

- 資料1 前回（11月27日）の議論
- 資料2 統一的な基準による地方公会計マニュアル（案）
  - 資料2-1 財務書類作成にあたっての基礎知識（案）
  - 資料2-2 財務書類作成要領（案）
  - 資料2-3 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（案）
  - 資料2-4 連結財務書類作成の手引き（案）
  - 資料2-5 財務書類等活用の手引き（案）
  - 資料2-6 Q&A集（案）
- 資料3 財務書類等のその他の活用事例
- 資料4 「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」開催要綱等

- 「財務書類作成にあたっての基礎知識（案）」について事務局より説明（「資料2-1」関係）
- 「財務書類作成要領（案）」、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（案）」について事務局より説明（「資料2-2」「資料2-3」関係）
- 「連結財務書類作成の手引き（案）」について事務局より説明（「資料2-4」関係）
- 上記に係る意見等
  - ・連結貸借対照表における純資産の区分について、「財務書類作成要領」と同様に現在の手引き案でも固定資産等形成分は固定資産と基金と棚卸資産の合計となっている。固定資産等形成分として「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」には有形

固定資産、無形固定資産、貸付金、基金が記載されており、固定資産や貸付金・基金といった資金収支計算書における投資収支の概念と固定資産等形成分の概念は事実上連動しているものと理解している。基準モデル、総務省方式改訂モデルでは棚卸資産は含まれていなかったことから、固定資産等形成分に含まれないのではないかと。

- ・ 35段落について、資金収支計算書の作成に力を入れるほどの必要性はないのではないかという前回の実務研究会の議論も踏まえた整理となっており、これでよいのではないかと。重要性が低いと判断する場合には、連結資金収支計算書は作らないことも許容されるということだが、重要性が低いというのは具体的に何を指しているのか、また、作成しない場合には注記で何らかに記載すること等をQ & A等で示した方がよいのではないかと。
- ・ 35段落において示されている簡便的な方法がどのようなものかについても示した方がよいのではないかと。
- ・ 35段落の「重要性が低いと判断する場合には、作成しないことも許容」という表現について、連結資金収支計算書そのものを作成しないことも許容すると読むのか、その内訳にある1つの小さい団体の資金収支計算書を作成しないことも許容すると読むのかが分かりにくいのではないかと。連結資金収支計算書を作らないということは基本的にあり得ないと思うが、構成される連結対象団体のうち連結資金収支計算書だけ作らずに連結貸借対照表を作るということになると、連結貸借対照表の現金預金残高と、連結資金収支計算書の現金預金残高が一致しなくなるおそれがあるのではないかと。
- ・ 連結資金収支計算書について、全体としての連結資金収支計算書も重要性が低いと判断する場合には、作成しないことも許容するという意味合いで解釈をしており、一部の団体だけ作らないのであれば全部をまとめた連結資金収支計算書も作れないのではないかと。連結資金収支計算書を作成するに越したことはないが、キャッシュ・フロー計算書自体を作っていない団体もあるので実務的には厳しいところもあり、全体や連結の資金収支計算書についても、重要性が低いと判断する場合には作成しないということも許容するとした方がよいのではないかと。
- ・ 連結資金収支計算書の、年間の資金収支の純額だけが分かるようにして、それだけをもって連結するという簡便的な方法であれば、それほど作業負担が伴うものではないのではないかと。
- ・ 連結資金収支計算書は必ず作らないといけないものなのか。簡便法も含め、重要性が低ければ個別の資金収支計算書も読み替えて作らなくてもよいのではないかと。連結ベースの財務書類4表が基本形ではあるが、前回の実務研究会でも議論されたように、一般会計等財務書類でほとんど捕捉できているのであれば、一般会計等財務書類分のみでも大きく判断を誤ることはないのではないかと。
- ・ 小さな一部事務組合等であれば連結財務書類においても大きな影響はないと思われるが、公営企業や公営事業といった多額の資金が動く会計が多くあると考えた場合に、

それでも自治体が重要性は低いと判断して連結資金収支計算書を作成しない場合があってもよいのか。

- ・ 図表 6 の資金収支計算書の列で○となっている団体は既に個別レベルでキャッシュ・フロー計算書等を作っているの、それを丹念に分析していけば全体を合算しなくても分かるのではないか。
- ・ 連結経営という概念がどこまで自治体になじむのか分からないが、もし連結資金収支計算書を作らないとなった場合には、連結ベースでのキャッシュのあり方があまり把握されないということになるのではないか。
- ・ 35 段落について、全体資金収支計算書は必ず作るが、連結資金収支計算書は省略可能とするといったことも考えられるのではないか。
- ・ 砥部町は小さい自治体なので、連結資金収支計算書を作成しようと思えば可能であると考えており、他の委員と感覚が違ふかもしれない。公認会計士の考え方では、重要性が高い・低いといったものがあるが、自治体ではどの会計の重要性が高い・低いという感覚はそれほどないため、重要性について何らかの基準を設けるのがよいのではないか。東京都のように大きな自治体であれば実務的に難しいところもあるだろうが、小さい自治体では作成した方が分かりやすいのではないか。
- ・ 連結資金収支計算書について、1 つでもキャッシュ・フロー計算書を作っていない団体があり本年度資金収支額及び前年度末の資金残高のみを連結する簡便的な方法とすると、連結としては簡便な連結資金収支計算書しかできないことになってしまい、それであれば、現金預金や貸付金、基金といった金融資産の状況は貸借対照表を比べれば一定程度分かると思われる。連結資金収支計算書を作成した方が分かりやすいという自治体もあると思われるが、自治体の判断に任せられた方がよいのではないか。
- ・ 22 段落で出資比率が 25% 以下で重要性が低ければ連結しなくてもよいことが認められており、連結することになるのは重要性が高い団体であると考えられるが、35 段落でキャッシュ・フロー上、さらに重要性が低いということで外すというのは分かりづらいのではないか。
- ・ 72 段落、73 段落の他団体出資等分について、前回の実務研究会の意見も踏まえた分かりやすい表現になっているが、表現が変わっただけではなく概念も変わってしまったのではないか。前回の非支配株主持分という表現だと「持分」という概念があり、それは株式会社に限定されると思うが、この他団体出資等分という表現だと、「持分」を少し越えて他の団体が出資した分も含まれるので、財団法人や社会福祉法人といった団体についても他団体が出資した分も含まれることになる。その概念が変わったことに問題があるわけではないが、このような処理の対象を株式会社だけに限定して考えるべきかについて意見を伺いたい。
- ・ 民間企業の会計処理が平成 27 年度から変わり、従来だと他団体の持分の損益を算出し、それを差し引いた残りが親会社の分の損益という取扱いだったが、来年度からは

親会社の損益があってそのうち他団体の分の金額が内書きで表示される処理方法に変更される。現在の手引き案では従来の基準の書き方になっているが、新しい基準のような差し引かない処理方法の方が、持分法に関して損益を算定するのが自治体の目的ではないと記載されていることから、自治体にはなじむのではないかと。

- ・ 2 2 段落について、損失補償を付している等の重要性がないということなのか、損失補償を付しているということに重要性があるということなのか、読みづらいのではないかと。
- ・ 図5において、「普通会計型」という表現が出てきているが、「普通会計」という概念はなくなっていると思うので、表現を変えた方がよいのではないかと。
- ・ 注記をする単位について、一般会計等の財務書類についてまず注記するというのは、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」で決まっているが、全体ベースでも記載して、あわせて連結ベースでも記載するのか、あるいは、全体ベースであれば連結の内書きに近い形で包含されることになるため、全体ベースでは記載せずに連結ベースのみ注記を記載するのかについて意見を伺いたい。
- ・ 注記項目について、現在の手引き案では一般会計等財務書類で注記する項目を連結ベースに直した形での注記になっているが、その他の項目等については連結ベースでも記載すると作業負担も大きいと、連結ベースでどうしても必要な情報以外は減らしてもよいのではないかと。例えば独立行政法人の連結の注記であれば、まず連結の範囲の注記があって、決算日の差異の注記、その次に重要な会計方針の注記があるというようになっており、このような必要な項目だけを残すという形でもよいのではないかと。

○「財務書類等活用の手引き（案）」について事務局より説明（「資料2-5」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 統一的な基準を策定した目的は活用にあると考えており、特に団体比較の担保といった比較可能性と複式簿記を使うことによって適時に使えるという適時性のための仕組みづくりがされており、資料が分かりやすくまとまっている。また、事例2についても大変分かりやすい示し方がされているが、セグメント分析も、いわゆる組織内部での管理マネジメントに使うだけではなく、住民や議員に対してのディスクローズの観点やアカウントビリティの観点からも活用していけるのではないかと。
- ・ イギリスでは法律に基づく「オフィサー」がいて、財務情報を外部に向かって説明する責任者が明確になっているが、日本では誰が説明責任を持つのかという議論がなく、会計管理者はいてもCFO（最高財務責任者）という概念が法律上明記されていない。組織の誰に住民や議会への説明責任があるかについて明記するか、今後の課題とすべきではないかと。
- ・ これまで様々な情報開示がされてきているが、残念ながら公表しても住民からの反応があまりない。主として財務書類は内部のマネジメントのためであるが、副次的な役

割として外部への情報開示というものがある。財務書類等を作成し公表する際に、アカウンタビリティを適切に果たせられる分かりやすいものにするといった概念はそのとおりであり、例えば家計に置き換えてみたり、漫画や動画としてみたりといった様々な方法がある。住民や議会といった財務情報を伝えたい相手に何を分かってもらってどんな行動をしてほしいのかという意図が込められたときに、初めて分かりやすい公表というものにつながっていくのではないか。

- ・ 将来どれぐらい財政的に危険な状態になるかについて中長期の財政計画とあわせて財務書類を見せることで説明しているが、会計に詳しくない一般の方に説明するのは難しいと感じている。自治体の実力がすぐに判断できるような指標があると説明しやすいが、様々な指標が多くあり、全部説明しようとしても伝わりにくい。重要な指標の一つとして考えられるのは債務償還能力である債務償還可能年数だと考えているが、全国どの自治体も債務償還能力といえばこの指標といったものが分かるようになると説明がしやすくなるのではないか。
  - 現行の決算統計と地方公共団体財政健全化法の指標、さらには地方公会計で把握できるデータを組み合わせて、そのような財政のセルフチェックができる指標について、別途研究会を立ち上げて検討しているところ。

○「Q&A集（案）」について事務局より説明（「資料2-6」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 「Q&A集」13番の過年度損益修正はどこに計上すればよいかという質問について、回答は、内容によってその行政コスト計算書の臨時損失・臨時利益に計上するものと、純資産変動計算書に計上するものに分けることとなっているが、過年度のものは臨時的なものとして全て行政コスト計算書の臨時損失・臨時利益に計上した方がよいのではないか。また、比較可能性の面でも、純資産変動計算書に計上すると当年度の分と過年度の修正が一緒になるので、行政コスト計算書の臨時損失・臨時利益にまとめてしまった方がよいのではないか。
- ・ 現年であっても税収や国庫補助金等は、もともと行政コスト計算書には計上されないもので、その過年度分を修正するのを過年度分だからという理由により行政コスト計算書で調整するよりは、純資産変動計算書で修正しないと理屈が合わないのではないか。資産を減額する場合であっても行政コスト計算書を経由した方がよい場合と、純資産変動計算書で資産額を修正するだけでもよい場合のどちらもケースバイケースであり得るのではないか。
- ・ 税収は純資産変動計算書に計上されるので、その修正は純資産変動計算書でもよいのかもしれないが、どちらが正しいかではなく、それぞれメリット・デメリットがあるのでないか。過年度の分と当年度の分が一緒になってしまうと、比較したときに比較可能性がなくなるので、それが過年度のものであることが分かるような形で計上す

る必要があるのではないか。もし純資産変動計算書のその他に計上されるのであれば、その過年度分が分かるようにするとか注記をする等の必要があるのではないか。

- ・もともと基準モデルも総務省方式改訂モデルも、企業会計でいうところの特別損益は行政コスト計算書ではなく純資産変動計算書だったが、特損項目の中でも臨時損益と過年度損益の2つがあり、統一的な基準では臨時損益の部分については行政コスト計算書に移したのではないか。
- ・「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」において財務書類の構成要素が決まっており、費用とは一会計期間中の活動のために費消された純資産の減少だという定義からすると、過年度損益修正というのはそもそも行政コスト計算書に計上されるものではないのではないかと。固定資産の調整はそもそも損益ではないため、過年度損益の修正であったとしても、純資産変動計算書のその他に計上されるのではないかと。
- ・自治体では固定資産台帳を整備してみても100%の資産を把握するのは難しく、調査判明した時点で資産に計上するという例が多いが、あえて行政コスト計算書において処理するのではなく、単純に純資産の増加とすればよいのではないかと。また、開始時に行っていた評価の仕方が間違っていて資産を減額したり増額したりする部分の修正については、行政コスト計算書を経由して調整するのか、直接資産と純資産で調整するのかの問題なのではないかと。

○「統一的な基準による地方公会計マニュアル（案）」を座長一任とすることについて確認